

# 労務ROAD

- なんでも労働相談ダイヤルの相談結果について
- 賞与支払い時の注意点

## 河本社労士事務所

(編集担当:伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町2-4-3 ISOビル7F Tel:06-6228-8555 Fax:06-6228-8556

### なんでも労働相談ダイヤルの相談結果について

2017年4月に寄せられた相談(1,030件)の中で、相談内容上位5位は、以下のようになっています。

1位 セクハラ、パワハラ、嫌がらせ      2位 解雇、退職強要、契約打切

3位 雇用契約、就業規則      4位 退職金、退職手続      5位 賃金未払



具体的な相談内容としては、『4月から働いている会社と雇用契約を書面で取り交わしていない』、『2ヶ月契約を反復更新し、4年も継続しているのに、次回の更新はできないので辞表を提出するよう急に言われた』、『4月に1年更新をしたが、次回で契約打ち切りと言われた』などです。このようなことでトラブルにならないために、事前に社労士などの専門家に相談されてみてはいかがでしょうか。

【日本労働組合総連合会より】

### 賞与支払い時の注意点

夏の賞与の時期が近づいてきました。賞与支払いの際に注意することをまとめてみましたので、支払い前に一度確認してみてください。



#### ★賞与から控除するもの

雇用保険料	毎月の給与と同様に、支給総額に保険料率を掛けた額を控除します。		
社会保険料	支給総額の千円未満を切り捨てた額に健康保険料率、厚生年金保険料率を掛けた額を控除します。		
	※介護保険料	…介護保険料も同様に料率を掛けて計算します。 6月で40歳になる方は6月支給の賞与からも控除します。	
	※6月退職者 (支給月に退職)	…社会保険料は資格喪失日の属する月は控除しません。退職日によって保険料控除の有無が異なりますので注意が必要です。(下表参照)	
		退職日	6月20日 (月の途中で退職)
	資格喪失日	6月21日	7月1日
	保険料	控除しない	控除する
所得税	「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を基に計算します。		

#### ★賞与支払届の提出

賞与の支給した後は、年金事務所に『賞与支払届』を提出します。

【日本年金機構より】

**仕事中に社長がケガをされた場合、補償(死亡・障害)は万全ですか？** 詳細が気になった方は、河本社労士事務所併設の労働保険事務組合「葛城経営研究会(06-6228-8755)」へご連絡下さい！！